成メタン」という。）又はエネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成21年政令第222号）第４条第７号に規定するバイオマスから発生したガス（以下「バイオガス」という。）を調達して導管に注入するとともに、各ガス事業者の効率的な経営の下における合理的に利用可能な範囲内において、各ガス事業者のガス小売供給量の５％相当量の合成メタン又はバイオガスを調達して導管に注入すること。ただし、合成メタン及びバイオガスの注入量については、各ガス事業者におけるカーボンニュートラルの実現に向けた取組の状況を考慮するものとする。		
②　ガス事業者は、合成メタン又はバイオガスの導入に関連する技術の開発及び向上に取り組むこととする。	②　ガス事業者は、バイオガスの購入要領を策定、公表する等、バイオガスを供給用のガス導管に受け入れるための環境整備に取り組むこととする。	(5)　(1)から(4)までのほか、エネルギー供給事業の特性に応じた施策は次のとおりである。 ①・②　（略） ③　ガス事業 (i)　国は、ガス事業者による合成メタン及びバイオガスの供給並びに利用を促進するため、生産効率の向上等に資する技術開発の支援及びガス事業者が持続的に投資を行うことができる事業環境の整備を行うこととする。 (ii)　地方公共団体は、ガス事業者その他の関係事業者と相互に連携を図ることにより、その地域における合成メタン及びバイオガスの利用促進のために必要な措置を講ずることが望まれる。	(5)　(1)から(4)までのほか、エネルギー供給事業の特性に応じた施策は次のとおりである。 ①・②　（略） ③　ガス事業 (i)　国は、バイオガスの利用促進に係る関係機関に対する情報の提供、バイオガスの原料が下水汚泥や食品廃棄物等多岐にわたることを踏まえた官民の関係主体間の連携を図ることにより、バイオガスの利用促進に向けた環境整備に取り組むこととする。 (ii)　地方公共団体は、バイオガスの原料の多くが管理される下水処理施設、一般廃棄物処理施設等の設置者又は許可権者として、バイオガスの計画的な利用促進のため、その発生及び利用の状況等のガス事業者に対する情報提供を行うことが望まれる。 (iii)　地方公共団体は、その地域の経済的社会的諸条件を考慮しつつ、下水処理施設等での下水汚泥等のエネルギー利用の推進及び地域における食品関連事業者等との連携を図ることにより、バイオガスの利用促進のための必要な措置を講ずることが望まれる。
（削る）	③　ガス事業者は、バイオガスの利用推進のため、バイオガスを効率的に発生させる技術の開発及び精製設備、貯蔵設備等の技術の向上に取り組むこととする。	（削る）	
(4)・(5)　（略）	(4)・(5)　（略）	④　（略）	④　（略）
2　（略）	2　（略）	2　（略）	2　（略）
第二　エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進のための施策に関する基本的な事項	第二　エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進のための施策に関する基本的な事項		
1　エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用の促進のための施策に関する基本的な事項	1　エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用の促進のための施策に関する基本的な事項		
(1)～(4)　（略）	(1)～(4)　（略）		